

事 務 連 絡
令和元年9月2日

各 都 道 府 県 専 修 学 校 主 管 課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
専修学校を置く国立大学法人担当課 御中
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文 部 科 学 省 総 合 教 育 政 策 局
生涯学習推進課専修学校教育振興室

キャリア形成促進プログラムとして認定する専修学校の専門課程
又は特別の課程の推薦等の手続について（依頼）

令和元年度における標記に関する都道府県知事等からの推薦及び名称等変更、廃止、要件不適合の届出については、別添1「専修学校におけるキャリア形成促進プログラムの認定に関する規程（平成30年文部科学省告示第170号）」、別添2「『専修学校におけるキャリア形成促進プログラムの認定に関する規程』に関する実施要項」、別添3「『専修学校におけるキャリア形成促進プログラムの認定に関する規程』に関する記入要項」及び別添4「『キャリア形成促進プログラム』に関する主な質問に対する基本的考え方」並びに別添5「職業実践専門課程の既認定学科を有する専修学校におけるキャリア形成促進プログラムの推薦について」に従い、令和元年11月29日（金）までに下記担当あてに御提出いただくようお願いいたします。また、該当がない場合にも、お手数ですが、その旨メールにて御連絡ください。

なお、改元等による推薦等の様式を改正していますので、この度送付する様式を用いて推薦等をお願いいたします。また、様式は無償化の機関要件の申請様式とは異なりますので、記載にあたっては御留意ください。

併せて、すべての既認定課程について最新の様式を用いて情報の公表を行うよう、改めて周知願います。

また、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（文科高第1331号文部科学省高等教育局長通知）」においてお知らせしましたとおり、学校教育法施行規則の一部を改正する省令が本年4月1日に施行され、リカレント教育に対する社会的ニーズの高まりに対応するため、特別の課程（履修証明制度）の総時間数の下限が「120時間以上」から「60時間以上」に引き下げられました。このため、本プログラムの推薦にあたっては、御留意いただくようお願いいたします。

さらに、キャリア形成促進プログラム認定制度は、社会人の学び直し機会を拡大していくための仕組みと位置付けており、本制度により認定されたプログラムについては、厚生労働省の指定を受ければ専門実践教育訓練又は特定一般教育訓練の講座となり、教育訓練給付制度による支援の対象となります。

<参考：厚生労働省ホームページ>

○教育訓練給付制度

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html

(講座を運営する事業者向けページ：専門実践教育訓練)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku_senmon.html

(講座を運営する事業者向けページ：特定一般教育訓練)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/shokugyounouryoku/career_formation/kyouiku/03.html

<添付書類>

【参 考】令和元年度の推薦に係る主な修正点について

【別添 1】専修学校におけるキャリア形成促進プログラムの認定に関する規程（平成30年文部科学省告示第170号）

【別添 2】「専修学校におけるキャリア形成促進プログラムの認定に関する規程」に関する実施要項

【別添 3】「専修学校におけるキャリア形成促進プログラムの認定に関する規程」に関する記入要項

【別添 4】「キャリア形成促進プログラム」に関する主な質問に対する基本的考え方

【別添 5】職業実践専門課程の既認定学科を有する専修学校におけるキャリア形成促進プログラムの推薦について

【別添 6】キャリア形成促進プログラム申請校一覧（都道府県等提出用）

※ 以上の資料については、文部科学省 HP においてダウンロードが可能。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/1408451.htm

文部科学省総合教育政策局

生涯学習推進課専修学校教育振興室

専修学校第一係 水島、福島

TEL : 03-6734-2915

FAX : 03-6734-3715

E-mail : syosensy@mext.go.jp